

■ 町の財産はどれくらいあるのでしょうか（一般会計）

区分	内訳	現在高
公有財産	土地（施設用地、山林など）	223万1,273㎡
	建物（庁舎、各施設など）	12万2,536㎡
	物権（地上権）	12万9,755㎡
	有価証券（株券）	6,514万円
	出資による権利	30億1,851万円
物品	自動車・消防車両など	116台
基金	積立基金	31億2,292万円
	運用基金（現金など）	5,000万円
	運用基金（貸付金）	0円

積立基金（※1）の内訳

財政調整基金（※2）（現金）	7億7,231万円
減債基金（※3）	794万円
水道経営安定基金	10億8,507万円
福祉基金	5,531万円
水と緑とさくら基金	5,553万円
観光振興基金	627万円
教育施設整備事業基金	1億408万円
三春病院事業基金	3億191万円
公有施設整備基金	5億3,942万円
東日本大震災復興交付金基金	1億7,242万円
その他の基金	2,266万円

- ※1 積立基金のうち財政調整基金・減債基金以外は目的基金といわれ、特定の事業のために積み立てているものです。
- ※2 財政調整基金とは、財源の不足や緊急の事業に備えて積み立てておくもので、いわば町の貯金です。
- ※3 減債基金は、借入金の返済のために積み立てておくものです。

■ 主な町税などの徴収率（納期内に納めましょう）

税目／現年・滞納繰越別	収入済額	収入未済額	H25徴収率	H24徴収率	
町民税	現年度分	7億5,686万円	508万円	99.33%	99.28%
	滞納繰越分	890万円	1,049万円	41.77%	36.33%
固定資産税	現年度分	7億2,893万円	284万円	99.61%	99.49%
	滞納繰越分	754万円	899万円	40.33%	36.76%
国民健康保険税	現年度分	4億6,230万円	2,598万円	94.68%	94.49%
	滞納繰越分	2,809万円	6,221万円	28.09%	26.72%
保育料・幼稚園料	現年度分	4,870万円	14万円	99.72%	99.93%
	過年度分	39万円	234万円	14.45%	23.21%
町営住宅使用料	現年度分	6,329万円	99万円	98.47%	98.92%
	滞納繰越分	181万円	660万円	21.49%	20.34%

町民税や固定資産税などの町税は、町が行政サービスを提供するための極めて重要な財源であり、国民健康保険税は、国民健康保険制度の運営に使用されます。このため、滞納額が増えると、行政サービスの低下や国民健康保険制度の運営ができなくなる恐れがあります。

また、「滞納」とは、納期限までに納付されていない状態をいいます。納期限までに納付がない場合は、督促状や催告書を送付し、納付を促しています。税金を滞納したままにしておくと、財産の差押えなど滞納処分を行い、強制的に税金を徴収することになります。督促状や催告書の経費も、皆さんが納めた税金から支払われます。納期限内の納付をお願いします。

健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、平成25年度決算に基づく「健全化判断比率」および「資金不足比率」を公表します。

★ 三春町の比率

平成25年度決算に基づく三春町の健全化判断比率及び資金不足比率は、算定の結果、基準値を下回っています。また、「健全化判断比率」を構成する指標のひとつである「実質公債費比率」は平成22年度に18%を下回り、平成25年度においても引き下げることができました。

引き続き、より徹底した経費の節減や行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでいきます。

▼ 健全化判断比率

指標	三春町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—（—）	15.0%	20.0%
②連結実質赤字比率	—（—）	20.0%	30.0%
③実質公債費比率	10.8%（11.8%）	25.0%	35.0%
④将来負担比率	46.8%（75.4%）	350.0%	

※ 実質赤字、連結実質赤字とならなかったため「—（該当なし）」で表示しています。（ ）書きは24年度数値です。

▼ 資金不足比率

公営企業	三春町	経営健全化基準
水道事業会計	—（—）	20.0%
下水道事業等会計	—（—）	20.0%
病院事業会計	—（—）	20.0%
宅地造成事業会計	—（—）	20.0%

※ 資金不足とならなかった会計は「—（該当なし）」で表示しています。（ ）書きは24年度数値です。